事業系ごみを減らしましょう！

令和６年6月1日～6月30日、10月１日～10月31日の期間、県と共同で事業系ごみ削減キャンペーンを実施します!!

● **事業系ごみの削減は重要課題です！**

現在、狭山市内では年間約8,400トンの事業系ごみが排出されています。

環境センター搬入の際には検査や確認を行っていますが、古紙などの資源物や分別されていないものが見受けられます。 下記のチェック項目を参考に、一層のごみ減量・リサイクルに取り組みましょう。

狭山市内年間排出量（年度）	H26 (10年前)	R3	R4	R5	削減目標 R13末
事業系ごみ排出量	9,990t	8,515t	8,744t	8,393t	7,397t

◆ **事業系ごみの削減に取り組むメリット**

①循環型社会を構築する一員として、次世代によりよい環境を引き継ぎます。
②社会貢献する企業として、イメージアップに繋がります。
③ごみ処理に係る経費を減らすことができます。

事業系ごみを減らすには？ → チェックして取組を！

☐ **廃棄物の減量化に取り組んでいますか？**

作業工程を再確認してみましょう！

☐ **安易に、廃棄物として処分していませんか？**

御社にとって不用物でも、原料として売却できる物があります！

☐ **社内で、分別の徹底は図られていますか？**

オフィスペーパーや金属くずなどは、分別すればリサイクルが（売却も）できます！

☐ **適正にリサイクルされていることを自ら確認していますか？**

リサイクルを頼んだつもりが、ごみとして処理されてるケースもあります！

【参考】 埼玉県内に登録のある廃棄物再生事業者一覧 （県産業廃棄物指導課HP内）

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseijigyosya.html 埼玉県 再生事業者 検索

（登録）廃棄物再生事業者とは、廃棄物の再生を営んでいる事業者で、
再生に必要な施設を有し、環境省令で定める基準に適合しているものとして、
県知事の登録を受けた事業者です。

（注）（登録）廃棄物再生事業者以外にもリサイクル可能な事業者はいます。

事業者の責務

◆ **事業者の責務**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 一部抜粋）

・事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
・事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量に努めること。

注意！

事業者が排出するごみには「一般廃棄物」と「産業廃棄物」があり、処分方法が異なります。

産業廃棄物
廃プラスチック類　動植物性残さ
汚泥など　法で規定された20品目

→ 産業廃棄物収集運搬業者
○ 書面による契約
○ マニフェスト交付
→ **産業廃棄物中間処分業者**

一般廃棄物（事業系ごみ）
産業廃棄物以外の廃棄物
（例）オフィスから出る紙くず
飲食店の食べ残しなど

→ 一般廃棄物収集運搬業者
→ 自己搬入
→ **公共ごみ処理施設**

排出事業者が、廃棄物処理業の許可のない者に廃棄物の処理を委託した場合、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（併科）に処せられることがあります！

事業系ごみの排出方法については、資源循環推進課にご相談ください。

ごみ減量化に関する狭山市の取組

○食品ロスの削減対策
令和元年5月31日に「食品ロス削減推進法」が公布され、その中で、国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組んでいくことが明記されています。事業者として、また消費者としても食品ロスの削減にご協力ください。

・彩の国エコぐるめ事業（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/eco-gourmet.html）
埼玉県では、食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして、「彩の国エコぐるめ事業」を実施しており、ハーフサイズ、小盛りメニュー、量り売りなど、食品ごみの削減にんでいる事業者を募集しています。登録していただいた事業者にはステッカーを配布し、ホームページで紹介しています。ご協力お願いします。

・3010（さんまるいちまる）運動
飲食店から排出される食品ロスの約6割がお客さんの食べ残しといわれています。飲食店等での会食や宴会時は、適量を注文し、最初の「30分」と最後の「10分」は自分の席で食事をして食べ残しを減らす「3010運動」へのご協力をお願いしています。

○廃プラスチックの削減対策　「プラスチック・スマート」キャンペーン
近年、プラスチックごみによる海洋汚染が、地球規模の問題となっており、海外では、使い捨てプラスチックごみの削減に向けた動きが加速しています。我が国でも、この問題の解決に向けて、「プラスチック・スマート」キャンペーンと銘打って個人・企業・団体・行政などのあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組みによるプラスチックとの賢い付き合い方を提唱しています。事業者の皆様も、プラスチックごみの削減に向けて、不必要な使い捨てプラスチックの使用抑制や分別排出の徹底にご協力ください。

お問い合わせ　狭山市資源循環推進課　TEL: 04-2937-6943　FAX: 04-2954-6262